

社会福祉法人千寿会 グループホームせんじゅ

認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人千寿会が開設する指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護事業所グループホームせんじゅ（以下「事業所」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス（以下「介護サービス」という。）を提供することを目的とする。

(事業所の名称等)

第 2 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 グループホームせんじゅ
- ② 所在地 宮崎県延岡市北浦町古江 2687-1

(事業内容)

第 3 条 事業内容は、下記のとおりとする。

- ① 認知症対応型共同生活介護
- ② 介護予防認知症対応型共同生活介護

(運営方針)

第 4 条 要介護、及び要支援 2 の認知症高齢者に対し、共同生活住居において家庭的な環境の下、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の精神の安定、認知症の進行の予防を図る。また、利用者及び家族に安心、信頼、満足していただけるケアの実施に努める。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者及びその家族と円滑な協定のもと、関係市長村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管 理 者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者 1 名以上
- 3 介 護 職 員 13 名以上 介護職員は、介護サービスの提供にあたる。
- 4 事 務 職 員※兼務 1 名（千寿園） 事務職員は、必要な事務を行う。

(利用定員)

第 6 条 事業所の利用定員は 18 名とする。

(介護サービスの内容)

第 7 条 介護サービスの内容は（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画書に基づいて次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- 1 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
- 2 日常生活上の世話
- 3 日常生活の中での機能訓練
- 4 相談、援助、その他自立への支援

(利用料等及び支払いの方法)

第 8 条 第 7 条第 1 項から第 4 項のサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に基づく負担割合とする。

- 2 第 1 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書（契約書）に署名押印を受けるものとする。
- 3 利用料等は、当法人の定める期日、金融機関における口座引き落としを原則とする。

(入退居にあたっての留意事項)

第 9 条 事業は、要支援 2 または要介護者であって認知症の状態であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

- 2 入居申込者の入居に際しては、専門医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にある者であることの確認をするものとする。
- 3 入居申込者が入院治療を要するものであること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は、診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴などの把握に努めるものとする。
- 5 利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。
- 6 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(損害賠償)

第 10 条 利用者に対する介護サービスの提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 11 条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清

潔を保持し、常に衛生管理に留意するとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号における措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年2回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時における対応策)

第12条 利用者の心身の状態に異変その他の緊急事態が発生したときは、嘱託医又は、協力医療機関と連携し、適切な措置をとる。

(非常災害対策)

第13条 施設は、土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画を作成し、入所者の避難誘導訓練等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

- 2 防火訓練計画により年2回以上の訓練を実施するとともに、日常防火、点検を行うものとする。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(情報開示)

第14条 事業所は、情報公開を行うべき事項を定め、それらの事項について、行政、関係機関及び利用者等に対して情報の提供を行う。

(地域との連携)

第15条 事業所は、本事業の理解及び連携を深めるため、地域住民や地域住民活動との交流に努めるものとする。

- 2 事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センター職員、市役所職員、知見者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用決定後事前研修を行う。
- ② 施設内研修、施設外研修、各種大会参加
- ③ 千寿会職員年間研修計画のとおり研修を実施
- ④ 経験に応じた研修、各種資格取得

2 認知症対応型共同生活介護職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報の秘密

を保持する。

- 3 認知症対応型共同生活介護職員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の情報の秘密を保持させるため、介護職等でなくなった後においてもこれらの情報の秘密を保持すべき旨を認知症対応型共同生活介護職員との雇用契約に定めておくものとする。

(迷惑行為等)

第 17 条

- 4 暴力・騒音等他の入居者の迷惑になる行為は禁止されております。
- 5 施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
- 6 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断り致します。

(苦情処理対策)

第 18 条 事業所は、サービスの提供に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

苦情受付窓口 グループホームせんじゅ

【所在地】延岡市北浦町古江 2687-1

【電話番号】(0982)45-3838 【F A X】(0982)45-3838

【受付時間】 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

延岡市介護保険担当課

【所在地】延岡市東本小路 2 - 1

【電話番号】(0982)22-7069 【F A X】(0982)26-8227

【受付時間】 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

国民健康保険団体連合会

【所在地】宮崎市下原町 2 3 1 - 1

【電話番号】(0985)35-5111 【F A X】(0985)25-0260

【受付時間】 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

- 2 事業所は、サービスの提供に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととし、事業所は自ら提供した認知症対応型共同生活介護サービスに、不具合、又は適合しない等の不服があるときは誠意をもって解決に当たるものとする。
- 3 苦情が、事業所の能力を超えると認められる事案については、関係事業所及びサービス提供に当たる職員参加による苦情処理委員会を設置し、解決策を講じ文書で介護対策を利用者及びその家族に説明を行うものとする。
- 4 前項の苦情処理委員会の委員には、事業所の上部機関である千寿会第三者委員の参加を求めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 1 9 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるも

のとする。

(1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待を防止するための指針の整備

(3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 施設は、感染症や非常災害対策の発生において、入所者に対する指定認知症共同生活介護サービスの提供を継続的に実地するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続策定計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(実施規定)

第21条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人千寿会理事長と、当該事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月18日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。